

## 1. 電気通信事業者への提供状況、今後の方針

- 電気通信事業者に対する自社サービスの提供状況如何。
- 電気通信事業者へのサービス提供を今後積極的に進めていきたいなど社としての方向性はあるか。
- 電気通信事業者へサービス提供するにあたって、電気通信事業法上の技術基準への適合性担保に当たり、電気通信事業者に対してどのような協力を行っているか、また、それらの取組状況を整理したうえで電気通信事業者に提供することは可能か。  
例えば、予備機器等（事業用電気通信設備規則第4条）や電源設備（同規則第10条）、停電対策（同規則第11条）については、電気通信事業者に対してどのような協力を行っているか。（我が国において電気通信事業者にサービスを提供していない場合には、諸外国における取組事例を御回答いただけますと幸いです（以下同じ。）。）
- 電気通信事業者に提供するサービスの品質保証及び情報保全（セキュリティ）について、技術面及び契約上それぞれにおいてどのように担保しているか。

## 2. 活用に当たっての課題等について

- 障害発生時において、電気通信事業者との責任分界は契約上どのようなようになるか。どこまでが自社の問題で、どこからが通信事業者の問題かを判断する手順などはあるか。
- 電気通信事業者に対して、①通信事故発生前及び②発生後それぞれについて、どのように情報提供しているか。具体的な情報提供範囲及び情報提供のスピード感について御教示願いたい。
- 障害の規模が電気通信事業法上の「重大事故」に該当する場合には、電気通信事業者は、電気通信事業法第28条第1項第2号八に基づき、総務大臣に対する報告を行わなければならないこととされている。その際、電気通信事業者は、事故発生時の原因、影響、復旧状況、再発防止策等の報告を求められることとなり、自らが利用する他者設備の提供事業者に対してこれらの情報提供を求めることが想定される。  
このような背景を踏まえ、電気通信事業者に対して、通常の利用者よりも詳細な情報提供をすることは可能か（契約上担保できるか）。また、そのような情報提供に際して、電気通信事業者には提供困難な情報であっても、国であれば情報提供しやすいといったように、情報提供先の違いに起因する対応の容易度の違いはあるか。（御参考）「重大な事故の報告」[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/net\\_anzen/jiko/judai.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/judai.html)
- 過去のクラウド／DCの事故発生時、再発防止をどのような体制で検証し、どのような対応を行ったか。
- パブリッククラウドのサービスを電気通信事業者が利用する場合、どういった方法で冗長性を確保することになるか。論理的な冗長構成をとっている場合に、予備機器として用意されているハードウェア上で仮想マシンを速やかに立ち上げることは可能なのか。

## 3. 要望事項など

- 政府に対する期待や要望。なお、電気通信事業者が自社サービスを利用しやすくなるためには、政府において具体的にどのような対応を行うことが適切と考えるか。